

# 「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託 募集要領

## 1 概要

佐賀県産木材（以下「県産木材」という。）のイメージアップを図るため、県産木材をふんだんに使用し「木の心地よさ」や「かっこよさ」をアピールできる魅力的なデザインの木造住宅及びリノベーション施設を募集し「さかの木の住まいコンクール／リノベーションコンクール」を開催するとともに、その優れた事例を広く県民に紹介し、県産木材の利用の意義や木造建築への関心や理解を深めるなど、県産木材に対する「意識」の向上を図る。

## 2 業務内容

(1) 委託の名称

「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託

(2) 業務委託に関する仕様

別添仕様書のとおり

(3) 予算額

3, 249千円以内（消費税及び地方消費税額（10%）を含む。）

（企画申請書提出の際は、3, 249千円（消費税及び地方消費税額（10%）を含む。）を上限額として見積もること。（※見積金額は積上げにより算定するものとし、値引きによる調整は行わないこと。）

## 3 委託業者の資格要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

なお、資格参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県内に事業所を置く法人（企業、NPO法人）とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされているものであっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 4 事前説明会

当該業務委託の説明会は実施しない。

## 5 質問の受付

本件に関する質問については、別添（第6号様式）により8月23日（金曜日）までにFAX又はメールで行うこと。

## 6 企画提案書等の提出

(1) 「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託企画提案書（申請書類（ア）～（キ））

ア 業務委託申請書（第1号様式）

イ 企画提案書（第2号様式）

ウ 見積書（第3号様式）

エ 法人に関する調書（第4号様式）

オ 誓約書（第5号様式）

カ 法人の定款、規約等

キ 直近1事業年度の実績報告書及び決算書

・企画コンペ参加者1者につき、1提案とし、提案する費用の総額は予算額を参照すること。

(2) 提出部数：5部

(3) 提出期限：令和元年8月28日（水曜日）17時まで

(4) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は提出期限日必着）

(5) 提出先：佐賀県農林水産部林業課（〒840-8570 佐賀市城内1-1-59）

## 7 審査方法

提出された申請書類を別途設置する審査委員会において、審査項目について公正な審議を行い、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。ただし、評価が一定水準に達しない場合は、契約交渉の相手方として特定しない場合もある。

なお、申請が1事業者の場合でも、審査は実施する。

(1) 審査基準

審査委員会において、下記の審査項目に従って、提出された申請書について評価を行う。

ア 企画提案内容：当該事業の主旨及びテーマを理解したうえで企画された内容であるか。

イ 実施体制：関係者と調整し、適正かつ確実に実施する体制を有するか。

ウ 見積額：経費の積算は、企画内容に対し妥当なものであるか。

(2) 審査結果の通知

申請書を提出した事業者に対し、文書で結果を通知する。

(3) その他

ア 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しないものとする。

ウ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。

エ それぞれの審査結果は速やかに通知する。

## 8 その他

(1) 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しないものとする。

- (3) 企画提案書は、選定作業上、必要な範囲において複製することがある。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (5) この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めている。

## **9 問い合わせ先**

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産部林業課林産担当：中島、矢野

TEL：0952-25-7133

FAX：0952-25-7283

メール：[ringyou@pref.saga.lg.jp](mailto:ringyou@pref.saga.lg.jp)